

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	個人住民税管理事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

印西市は、個人住民税管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行ない、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

印西市長

公表日

令和6年9月27日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税管理事務
②事務の内容	地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者及び年金支払者から提出された支払報告書(以下「申告等情報」と称す。)を収集し、個人住民税額を計算し賦課決定し、通知する。賦課決定に際し、または賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定または賦課更正を行う。 また、住民からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	・課税内容照会 ・賦課決定及び賦課更正処理 ・被扶養者等の情報管理 ・証明書や納税通知書等の帳票発行 ・年金特徴処理
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 宛名システム等 [☐] その他 (中間サーバー、コンビニ交付システム) [☐] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [☐] 税務システム
システム2	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	・評価実施機関における住登者及び住登外者の宛名項目(氏名、性別、生年月日、住所、個人番号等)の管理 ・各システムの宛名番号より団体内統合宛名番号を管理 ・符号付番の際、符号と紐付ける団体内統合宛名番号を中間サーバーへ送信 ・中間サーバーとのデータ連携
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 () [☐] 庁内連携システム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 税務システム
システム3	
①システムの名称	申告受付システム
②システムの機能	・確定申告、住民税申告の受付入力及び申告書等の帳票印刷 ・給報入力 ・eLTAXデータ、国税連携データの訂正
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 宛名システム等 [] その他 () [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [☐] 税務システム

システム4	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	・申告データの審査と管理 ・申請・届出データの審査と管理 ・申告データの連携 ・特別徴収税額通知データの連携
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	・国税連携データ照会業務 ・団体間回送業務 ・マスタ管理業務 ・共通業務
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム6	
①システムの名称	データ連携システム
②システムの機能	・年金特徴処理 ・eLTAXデータの取込、宛名番号の付番、申告システム用データ変換、画像作成 ・国税連携データの取込、宛名番号の付番、申告システム用データ変換、画像作成
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム7	
①システムの名称	イメージ検索システム
②システムの機能	・課税資料の画像ファイルの管理 ・画像イメージの印刷
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()

システム8	
①システムの名称	バックアップシステム
②システムの機能	・課税内容照会 ・証明書や納税通知書等の帳票発行
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム9	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報とうについて連携する 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する 8. セキュリティ管理機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う 10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム10	
①システムの名称	収納管理システム
②システムの機能	・収納状況の管理、照会
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム11	
①システムの名称	口座管理システム
②システムの機能	・口座振替用データの管理
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()

システム12	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 : 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2. 本人確認 : 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) : 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 4. 本人確認情報検索 : 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5. 機構への情報照会 : 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6. 本人確認情報整合 : 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7. 送付先情報通知 : 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 : 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 戸内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 ()
システム13	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	1. 発行機能 ・証明書の発行 2. 連携機能 ・コンビニエンスストアからの定められた電文レイアウトに基づく証明書の申請書データ授受 ・証明書出力データの送信 ・発行履歴データの税務システムへの反映
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 戸内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名		
1. 住民税賦課情報ファイル 2. 1月1日世帯情報ファイル 3. 年金特別徴収情報ファイル 4. 宛名情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供情報提供の根拠） : 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、129、132、137、138、140、141、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 （上記命令における情報照会の根拠） : 第2条の表48の項	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民部課税課	
②所属長の役職名	課税課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

1. 住民税賦課情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	1月1日現在で、印西市に住民票がある者及び住民票はないが居住実態がある者。(過去の年度において賦課決定及び変更するものを含む。)	
	その必要性	住民税の適正な賦課を行うにあたり、必要な範囲の特定個人情報が必要
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	◎識別情報 対象者を特定するために記録 ◎業務関係情報 ・国税関係情報 対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課決定・賦課更正を行うために記録 ・地方税関係情報 算出した住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷のために記録 ・生活保護・社会福祉関係情報 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報 対象者の年金特徴税額の計算および年金情報を帳票出力するために記録
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月	
⑥事務担当部署	市民部課税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課 社会福祉課 国保年金課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁, 年金特徴義務者 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他の自治体 ） ☐ 民間事業者 （ 給与支払者・公的年金支払者 ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）
③使用目的 ※		各種申告書の受付、住民税額の算出、税額通知の作成
④使用の主体	使用部署	課税課・納税課・印旛支所市民サービス課・本笠支所市民サービス課・高齢者福祉課・社会福祉課・障がい福祉課・保育課・子育て支援課
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1 各種申告書等の受付に関する事務 ・申告情報(申告書、確定申告書、給与支払報告書、年金等支払報告書)から住民等の所得情報、控除額情報を把握する。 ・医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報から非課税、減免、控除を把握する。 2 各種申告情報等から住民税の賦課、通知に関する事務・上記で収集した各種情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する。 ・決定した住民税賦課額情報を外部委託業者へ提供し、税額通知書の印刷、封入・封緘、発送を依頼する。 3 給与所得者の異動に関する事務 ・特別徴収義務者からの給与所得者異動届出書に基づき、特別徴収の中止、普通徴収への変更等を行う。 4 更正に関する事務 ・更正の必要を生じた場合には、地方税関係情報の税額を更新する。
	情報の突合	(1)住記情報と、申告情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報を突合して、非課税者を確認する。【上記1】 (2)住記情報と、申告情報、雇用・労働関係情報、介護・高齢者福祉関係情報を突合して、所得額、控除額を確認する。【上記1】 (3)住記情報、地方税関係情報を突合して、税額通知に係るデータを作成する。【上記2】
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (9) 件
委託事項1		システムの運用(ガバメントクラウドASP)
①委託内容		磁気ディスクによる事務運用を安全確実にこなうために必要な範囲で、特定個人情報ファイルの管理を委託
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 ディー・エス・ケイ
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2		課税情報のエントリ
①委託内容		住民税申告書や給与支払報告書のエントリ、画像ファイルの作成
②委託先における取扱者数		50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 ディー・エス・ケイ
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申請を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	住民税申告書や給与支払報告書のエントリ、画像ファイルの作成
委託事項3		当初賦課処理
①委託内容		課税資料情報の合算処理および住民税額の計算、特徴処理、普徴処理
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 ディー・エス・ケイ
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申請を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	課税資料情報の合算処理および住民税額の計算、特徴処理、普徴処理

委託事項4		eLTAXの運用管理
①委託内容		eLTAXの運用管理に関する委託
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 茨城計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項5		未申告処理
①委託内容		未申告者リスト作成、住民税申告書作成
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 ディー・エス・ケイ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申請を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	未申告者リスト作成、住民税申告書作成
委託事項6		住民税申告書作成
①委託内容		住民税申告書作成
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 ディー・エス・ケイ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申請を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	住民税申告書作成

委託事項7		バックアップシステムの構築	
①委託内容		システム障害に備えた代替システムの構築	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 ディー・エス・ケイ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項8		遠隔地保管	
①委託内容		特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 ディー・エス・ケイ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申請を受け、許諾を判断している。	
	⑥再委託事項	バックアップデータの管理。	
委託事項9		ガバメントクラウド運用補助者	
①委託内容		個別領域の利用権限の付与、クラウドサービス等の運用管理	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 ディー・エス・ケイ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申請を受け、許諾を判断している	
	⑥再委託事項	ガバメントクラウドの個別領域の利用権限の構築及びクラウドサービス等の運用補助	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (58) 件 ☐ 移転を行っている (24) 件 ☐ 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(1の項)
②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在で、印西市に住民票がある者及び住民票はないが居住実態がある者。(過去の年度において賦課決定及び変更するものを含む。)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(2の項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定められた用途
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在で、印西市に住民票がある者及び住民票はないが居住実態がある者。(過去の年度において賦課決定及び変更するものを含む。)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(3の項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定められた用途
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在で、印西市に住民票がある者及び住民票はないが居住実態がある者。(過去の年度において賦課決定及び変更するものを含む。)
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(5の項)
②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定められた用途
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在で、印西市に住民票がある者及び住民票はないが居住実態がある者。(過去の年度において賦課決定及び変更するものを含む。)
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(7の項)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりな従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定められた用途
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在で、印西市に住民票がある者及び住民票はないが居住実態がある者。(過去の年度において賦課決定及び変更するものを含む。)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(11の項)
②提供先における用途	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定められた用途
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在で、印西市に住民票がある者及び住民票はないが居住実態がある者。(過去の年度において賦課決定及び変更するものを含む。)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(13の項)
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定められた用途
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在で、印西市に住民票がある者及び住民票はないが居住実態がある者。 (過去の年度において賦課決定及び変更するものを含む。)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先8	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(15の項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定められた用途
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在で、印西市に住民票がある者及び住民票はないが居住実態がある者。 (過去の年度において賦課決定及び変更するものを含む。)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先9	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(20の項)
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定められた用途
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在で、印西市に住民票がある者及び住民票はないが居住実態がある者。 (過去の年度において賦課決定及び変更するものを含む。)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(28の項)
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定められた用途
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在で、印西市に住民票がある者及び住民票はないが居住実態がある者。 (過去の年度において賦課決定及び変更するものを含む。)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先11	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(39の項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定められた用途
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在で、印西市に住民票がある者及び住民票はないが居住実態がある者。 (過去の年度において賦課決定及び変更するものを含む。)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先12	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(42の項)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定められた用途
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在で、印西市に住民票がある者及び住民票はないが居住実態がある者。 (過去の年度において賦課決定及び変更するものを含む。)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先13	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(48の項)
②提供先における用途	地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定められた用途
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在で、印西市に住民票がある者及び住民票はないが居住実態がある者。(過去の年度において賦課決定及び変更するものを含む。)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(49の項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定められた用途
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在で、印西市に住民票がある者及び住民票はないが居住実態がある者。(過去の年度において賦課決定及び変更するものを含む。)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先15	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(29の項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めた用途
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在で、印西市に住民票がある者及び住民票はないが居住実態がある者。(過去の年度において賦課決定及び変更するものを含む。)
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先16	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(53の項)
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定められた用途
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在で、印西市に住民票がある者及び住民票はないが居住実態がある者。(過去の年度において賦課決定及び変更するものを含む。)
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先17	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(57の項)
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定められた用途
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在で、印西市に住民票がある者及び住民票はないが居住実態がある者。(過去の年度において賦課決定及び変更するものを含む。)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先18	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(58の項)
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定められた用途
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在で、印西市に住民票がある者及び住民票はないが居住実態がある者。(過去の年度において賦課決定及び変更するものを含む。)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(59の項)
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定められた用途
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在で、印西市に住民票がある者及び住民票はないが居住実態がある者。 (過去の年度において賦課決定及び変更するものを含む。)
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先20	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(63の項)
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在で、印西市に住民票がある者及び住民票はないが居住実態がある者。 (過去の年度において賦課決定及び変更するものを含む。)
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先1	障がい福祉課、印旛支所市民サービス課、本埜支所市民サービス課	
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(9の項) ・別表省令第8条	
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めた用途	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	給付決定保護者と同一世帯に属する者	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先2	子育て支援課	
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(10の項) ・別表省令第9条	
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めた用途	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	妊娠婦の属する世帯	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

移転先3	健康増進課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(14の項) ・別表省令第10条
②移転先における用途	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めた用途
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	予防接種により死亡した者及び請求者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先4	障がい福祉課、印旛支所市民サービス課、本埜支所市民サービス課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(21の項) ・別表省令第12条
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めた用途
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本人及び世帯構成員
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先5	社会福祉課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(23の項) ・別表省令第15条
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めた用途
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	要保護者及び被保護者であった者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度、月に1回以下
移転先6	納税課、国保年金課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(24の項) ・別表省令第16条
②移転先における用途	地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めた用途
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・住民税課税者 ・被国民健康保険者又は世帯主
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時

移転先7	国保年金課、印旛支所市民サービス課、本埜支所市民サービス課	
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(44の項) ・別表省令第24条	
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めた用途	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険加入者及び擬制世帯主	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時	
移転先8	国保年金課	
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(46の項) ・別表省令第24条の2	
②移転先における用途	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めた用途	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民年金加入者及びその配偶者と世帯主	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時	

移転先9	障がい福祉課、印旛支所市民サービス課、本笠支所市民サービス課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(51の項) ・別表省令第25条
②移転先における用途	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めた用途
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本人及び世帯構成員
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先10	子育て支援課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(56の項) ・別表省令第29条
②移転先における用途	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者、対象児童、申請者の配偶者及び申請者と生計を同じくする申請者の扶養義務者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先11	高齢者福祉課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(61の項) ・別表省令第32条
②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めた用途
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該措置を受け、若しくは受けようとする老人又はその扶養義務者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先12	子育て支援課、印旛支所市民サービス課、本笠支所市民サービス課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(63の項) ・別表省令第34条
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)による資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めた用途
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先13	子育て支援課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(64の項) ・別表省令第35条
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めた用途
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者と同一世帯に属する者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先14	子育て支援課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(65の項) ・別表省令第36条
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者及び申請者と同一世帯に属する者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先15	障がい福祉課、印旛支所市民サービス課、本埜支所市民サービス課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(66の項) ・別表省令第37条
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十一年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本人及び世帯構成員
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先16	障がい福祉課、印旛支所市民サービス課、本埜支所市民サービス課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(67の項) ・別表省令第38条
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十読ん号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給者若しくはその配偶者又は扶養義務者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先17	子育て支援課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(70の項) ・別表省令第40条
②移転先における用途	母子保健法(昭和四十年法律第一百四十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めた用途
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童の扶養義務者(ただし、世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者に限る)
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先18	子育て支援課、印旛支所市民サービス課、本埜支所市民サービス課、人事課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(81の項) ・別表省令第44条
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給資格者及び配偶者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	日に1回以上

移転先19	国保年金課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(85の項) ・別表省令第46条
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第百一十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めた用途
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び世帯員
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先20	社会福祉課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(95の項) ・別表省令第48条
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	要支援者及び被支援者であった者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度、月に1回以下

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜住民税システムにおける措置＞ セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 【保管】 ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 【消去】 ①国及びガバメントクラウドのクラウド事業者はアクセスが制御されているため消去をすることはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 【ガバメントクラウド移行時】※環境移行が済んだら消去文書 ①システム運用事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行した際は、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 1月1日世帯情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	1月1日現在で住民基本台帳に記載されている全員及び住民基本台帳に記載はされていないが1月1日現在で印西市内に居住実態のある者
その必要性	住民税の適正な賦課を行うにあたり、必要な範囲の特定個人情報が必要
④記録される項目	10項目以上50項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	◎識別情報 対象者を特定するため ◎連絡先等情報 対象者の賦課期日時点での世帯情報を把握するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	市民部課税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） ☐ 民間事業者 （ 給与支払者・年金支払者 ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）
③使用目的 ※		1. 対象者の賦課期日時点での世帯情報を把握するため 2. 未申告調査 3. 被扶養者への非課税証明書の発行
④使用の主体	使用部署	課税課・納税課・印旛支所市民サービス課・本埜支所市民サービス課・高齢者福祉課・社会福祉課・障がい福祉課・保育課・子育て支援課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 課税資料の個人番号と1月1日世帯情報ファイルの個人番号を突合し、課税権の判定を行う。 2. 申告者及びその被扶養者と1月1日世帯情報ファイルの個人番号を突合し、未申告候補者の抽出を行う。
	情報の突合	申告者及びその被扶養者と突合する
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件
委託事項1		住民税システム管理の委託
①委託内容		磁気ディスクによる住民税賦課情報の保全のために、必要な範囲で特定個人情報ファイルの管理を委託
②委託先における取扱者数		10人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)ディー・エス・ケイ
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2		未申告処理
①委託内容		未申告者リスト作成、住民税申告書作成
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)ディー・エス・ケイ
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申請を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	未申告者リスト作成、住民税申告書作成
委託事項3		バックアップシステムの構築
①委託内容		システム障害に備えた代替システムの構築
②委託先における取扱者数		10人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)ディー・エス・ケイ
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項4		遠隔地保管
①委託内容		特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)ディー・エス・ケイ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申請を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	バックアップデータの管理。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度		

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
7. 備考	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

3. 年金特別徴収情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	年金保険者よりの年金特別徴収対象者情報に記録されている該当者	
	その必要性	地方税法第321条7の3により年金保険者から通知される該当者
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
	その妥当性	地方税法第321条7の3に定められている
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	市民部課税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☒ 行政機関・独立行政法人等 (地方税電子化協議会) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		・公的年金収入に係る税額を年金支給額より特別徴収する旨を年金保険者に依頼をする。 ・死亡等の住民票の異動又は更正により年金特別徴収の中止しを年金保険者に依頼をする。
④使用の主体	使用部署	課税課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・介護保険料・医療保険料・住民税額を合算し対象者の年金支給額を比較、天引き可能ならば1回あたりの天引き額をセットして年金保険者に依頼をする。 ・死亡等の住民票の異動又は更正により年金特別徴収の中止しを年金保険者に依頼をする。
	情報の突合	住民税賦課情報ファイルと突合し特徴可能かを判定する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件
委託事項1		住民税システム管理の委託
①委託内容		磁気ディスクによる住民税賦課情報の保全のために、必要な範囲で特定個人情報ファイルの管理を委託
②委託先における取扱者数		10人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)ディー・エス・ケイ
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2		eLTAXの運用管理
①委託内容		eLTAXの運用管理に関する委託
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)茨城計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		バックアップシステムの構築
①委託内容		システム障害に備えた代替システムの構築
②委託先における取扱者数		10人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)ディー・エス・ケイ
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項4		遠隔地保管
①委託内容		特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)ディー・エス・ケイ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申請を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	バックアップデータの管理。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第29項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	年金特別徴収情報
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金保険者よりの年金特別徴収対象者情報に記録されている該当者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

4. 宛名情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	
	その必要性	納税通知書の送付及び住民税証明書の発行のために必要
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
	その妥当性	通知書等の郵送先のために住所が必要であり、郵送先を住民票住所とは変える旨の届出があるために通知先を必要としている。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	市民部課税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 地方税電子化協議会 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） ☐ 民間事業者 （ 給与支払者・年金支払者 ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）
③使用目的 ※		納税通知書などの税額の通知を送付するための郵送先に使用している 住民税証明書への住所を出力している
④使用の主体	使用部署	課税課・納税課・印旛支所市民サービス課・本埜支所市民サービス課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		賦課情報ファイルと突合し宛名情報をセットする
	情報の突合	賦課情報ファイルと突合し宛名情報をセットする
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件
委託事項1		住民税システム管理の委託
①委託内容		磁気ディスクによる住民税賦課情報の保全のために、必要な範囲で特定個人情報ファイルの管理を委託
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)ディー・エス・ケイ
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2		当初賦課処理
①委託内容		課税資料情報の合算処理および住民税額の計算、特徴処理、普徴処理
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)ディー・エス・ケイ
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申請を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	課税資料情報の合算処理および住民税額の計算、特徴処理、普徴処理
委託事項3		バックアップシステムの構築
①委託内容		システム障害に備えた代替システムの構築
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)ディー・エス・ケイ
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項4		遠隔地保管
①委託内容		特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)ディー・エス・ケイ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申請を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	バックアップデータの管理。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☒ 行っていない
----------	---

提供先1

①法令上の根拠	
---------	--

②提供先における用途

③提供する情報

④提供する情報の対象となる本人の数	[	＜選択股＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	]
-------------------	---	--	---

⑤提供する情報の対象となる
本人の範囲

⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 専用線
	☐ 電子メール	☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	☐ フラッシュメモリ	☐ 紙
	☐ その他 ()	

⑦時期・頻度

移転先1

①法令上の根拠	
---------	--

②移転先における用途	
------------	--

③移転する情報	
---------	--

④移転する情報の対象となる 本人の数	[	]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
-----------------------	---	---	--

⑤移転する情報の対象となる
本人の範囲

⑥移転方法	☐ 市内連携システム	☐ 専用線
	☐ 電子メール	☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	☐ フラッシュメモリ	☐ 紙
	☐ その他 ()	

⑦時期・頻度

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。(サーバ室への入室は静脈認証)
--------	--

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民税賦課情報ファイル

1. 課税年度, 2. 宛名番号, 3. 履歴連番, 4. 課税番号, 5. 調定年度, 6. 指定整理番号, 7. 通知書番号(現年), 8. 普徴事業所番号, 9. 徴収区分, 10. 差額徴収, 11. バッチ処理済サイン, 12. 削除サイン, 13. 一般給与収入, 14. 内特徴給与収入, 15. 特定支出合計額, 16. 給与所得, 17. 年金収入, 18. 公的年金控除額, 19. 公的年金控除後の額, 20. 雑その他所得 有無サイン, 21. 雑その他所得, 22. 雑所得 有無サイン, 23. 雑所得, 24. 営業等所得 有無サイン, 25. 営業等所得, 26. 農業所得 有無サイン, 27. 農業所得, 28. 不動産所得 有無サイン, 29. 不動産所得, 30. 上場株式等の配当所得 有無サイン, 31. 上場株式等の配当所得, 32. 利子所得 有無サイン, 33. 利子所得, 34. 配当所得(株式) 有無サイン, 35. 配当所得(株式), 36. 配当所得(投資信託) 有無サイン, 37. 配当所得(投資信託), 38. 配当所得(外貨建) 有無サイン, 39. 配当所得(外貨建), 40. 配当所得(その他) 有無サイン, 41. 配当所得(その他), 42. 総合譲渡・一時 有無サイン, 43. 総合譲渡・一時, 44. 総合譲渡(短期) 有無サイン, 45. 総合譲渡(短期), 46. 総合譲渡(長期) 有無サイン, 47. 総合譲渡(長期), 48. 一時所得 有無サイン, 49. 一時所得, 50. 土地等 有無, 51. 土地等(K), 52. 土地等 超短期 有無, 53. 土地等 超短期(J), 54. 分離短期譲渡(一般) 有無サイン, 55. 分離短期譲渡(一般), 56. 分離短期譲渡(軽減) 有無サイン, 57. 分離短期譲渡(軽減), 58. 分離長期譲渡(一般) 有無サイン, 59. 分離長期譲渡(一般), 60. 分離長期譲渡(特定) 有無サイン, 61. 分離長期譲渡(特定), 62. 分離長期譲渡(軽減) 有無サイン, 63. 分離長期譲渡(軽減), 64. 分離長期譲渡(軽減) 有無サイン, 65. 分離長期譲渡(軽減), 66. 山林所得 有無サイン, 67. 山林所得, 68. 退職所得 有無サイン, 69. 退職所得, 70. 株式等譲渡所得(未公開分) 有無サイン, 71. 株式等譲渡所得(未公開分), 72. 株式等譲渡所得(上場分) 有無サイン, 73. 株式等譲渡所得(上場分), 74. 先物取引所得 有無サイン, 75. 先物取引所得, 76. 免税所得 有無サイン, 77. 免税所得, 78. 非課税所得 有無サイン, 79. 非課税所得, 80. 肉用牛の売却による所得(牛全体), 81. 肉用牛の特例適用サイン(所得税), 82. 肉用牛の特例適用サイン(住民税), 83. 免税対象外肉用牛の売却価額, 84. 繰越損失・純, 85. 繰越損失・雑, 86. 繰越損失・株式等譲渡, 87. 繰越損失・先物取引, 88. 繰越損失・居住用, 89. 損益通算可能額, 90. 分離短期譲渡(一般)特別控除前 有無サイン, 91. 分離短期譲渡(一般)特別控除前, 92. 分離短期譲渡(軽減)特別控除前 有無サイン, 93. 分離短期譲渡(軽減)特別控除前, 94. 分離長期譲渡(一般)特別控除前 有無サイン, 95. 分離長期譲渡(一般)特別控除前, 96. 分離長期譲渡(特定)特別控除前 有無サイン, 97. 分離長期譲渡(特定)特別控除前, 98. 分離長期譲渡(軽減)特別控除前 有無サイン, 99. 分離長期譲渡(軽減)特別控除前, 100. 分離長期譲渡(軽減)特別控除前 有無サイン, 101. 分離長期譲渡(軽減)特別控除前, 102. 受給者番号, 103. 総所得金額, 104. 合計所得金額(特控後・繰控後), 105. 合計所得金額(特控前・繰控前), 106. 雑損控除, 107. 医療費控除, 108. 社会保険料控除, 109. 小規模共済掛金控除, 110. 生命保険, 111. 損害保険/地震保険控除, 112. 寄付金控除, 113. 妻・夫ありサイン, 114. 控除対象配偶者サイン, 115. 配偶者特別控除額, 116. 配偶者特別控除サイン, 117. 老人+A3扶養人数, 118. 老人扶養内同居人数, 119. 特定扶養人数, 120. 一般扶養人数, 121. 年少扶養人数, 122. 障害特別人数, 123. 障害特別内同居人数, 124. 障害普通人数, 125. 本人障害者サイン, 126. 本人未成年サイン, 127. 本人老年者サイン, 128. 本人寡婦・夫サイン, 129. 本人勤労学生サイン, 130. 基礎控除, 131. 所得控除額合計(住民税), 132. 総所得 課税標準額, 133. 総所得 所得割 市, 134. 総所得 所得割 県, 135. 免税外肉用牛の売却価額 課税標準額, 136. 免税外肉用牛 所得割 市, 137. 免税外肉用牛 所得割 県, 138. 土地等 課税標準額, 139. 土地等 所得割 市, 140. 土地等 所得割 県, 141. 土地等 超短期 課税標準額, 142. 土地等 超短期 所得割 市, 143. 土地等 超短期 所得割 県, 144. 分離短期 一般 課税標準額, 145. 分離短期 一般 所得割 市, 146. 分離短期 一般 所得割 県, 147. 分離短期 軽減 課税標準額, 148. 分離短期 軽減 所得割 市, 149. 分離短期 軽減 所得割 県, 150. 分離長期 一般 課税標準額, 151. 分離長期 一般 所得割 市, 152. 分離長期 一般 所得割 県, 153. 分離長期 特定 課税標準額, 154. 分離長期 特定 所得割 市, 155. 分離長期 特定 所得割 県, 156. 分離長期 軽減 課税標準額, 157. 分離長期 軽減 所得割 市, 158. 分離長期 軽減 所得割 県, 159. 分離長期 軽減 課税標準額, 160. 分離長期 軽減 所得割 市, 161. 分離長期 軽減 所得割 県, 162. 山林 課税標準額, 163. 山林 所得割 市, 164. 山林 所得割 県, 165. 退職 課税標準額, 166. 退職 所得割 市, 167. 退職 所得割 県, 168. 株式譲渡 未公開分 課税標準額, 169. 株式譲渡 未公開分 所得割 市, 170. 株式譲渡 未公開分 所得割 県, 171. 株式譲渡 上場分 課税標準額, 172. 株式譲渡 上場分 所得割 市, 173. 株式譲渡 上場分 所得割 県, 174. 先物取引 課税標準額, 175. 先物取引 所得割 市, 176. 先物取引 所得割 県, 177. 税額控除前所得割計 市, 178. 税額控除前所得割計 県, 179. 人的控除差額合計, 180. 人的控除の調整控除額 市, 181. 人的控除の調整控除額 県, 182. 人的控除の調整控除後所得割 市, 183. 人的控除の調整控除後所得割 県, 184. 税額控除 市, 185. 税額控除 県, 186. 税額控除後所得割計 端処前 市, 187. 税額控除後所得割計 端処前 県, 188. 税額控除後所得割計 端処後 市, 189. 税額控除後所得割計 端処後 県, 190. 配当控除後所得割 市, 191. 配当控除後所得割 県, 192. 住宅借入金等特別税額控除 市, 193. 住宅借入金等特別税額控除 県, 194. 住借控除後所得割 市, 195. 住借控除後所得割 県, 196. 外国税額控除後所得割 市, 197. 外国税額控除後所得割 県, 198. 特別減税額 市, 199. 特別減税額 県, 200. 特減後所得割計 端処前 市, 201. 特減後所得割計 端処前 県, 202. 65歳以上控除額 市, 203. 65歳以上控除額 県, 204. 65歳以上減額サイン, 205. 65歳控除後所得割計 端処前 市, 206. 65歳控除後所得割計 端処前 県, 207. 減額申告サイン, 208. 減額該当サイン, 209. 減額すべき額 市, 210. 減額すべき額 県, 211. 減額後所得割 市, 212. 減額後所得割 県, 213. 配当割・譲渡割合計額 市, 214. 配当割・譲渡割合計額 県, 215. 配割・譲割控除後所得割計 端処前 市, 216. 配割・譲割控除後所得割計 端処前 県, 217. 所得割計 市, 218. 所得割計 県, 219. 控除不足額 市, 220. 控除不足額 県, 221. 控除不足額, 222. 均等割 市, 223. 均等割 県, 224. 計算年税額, 225. 減免額, 226. 所得割減免額 市, 227. 所得割減免額 県, 228. 均等割減免額 市, 229. 均等割減免額 県, 230. 特別徴収税額(充当前), 231. 特別徴収税額(充当前), 232. 特別徴収税額(充当前), 233. 普通徴収税額(充当前), 234. 普通徴収税額(充当前), 235. 普通徴収税額(充当前), 236. 年税額, 237. 還付充当前該当サイン, 238. 還付充当前, 239. 税額6月(充当前), 240. 税額7月(充当前), 241. 税額8月(充当前), 242. 税額9月(充当前), 243. 税額10月(充当前), 244. 税額11月(充当前), 245. 税額12月(充当前), 246. 税額1月(充当前), 247. 税額2月(充当前), 248. 税額3月(充当前), 249. 税額4月(充当前), 250. 税額5月(充当前), 251. 充当前6月, 252. 充当前7月, 253. 充当前8月, 254. 充当前9月, 255. 充当前10月, 256. 充当前11月, 257. 充当前12月, 258. 充当前1月, 259. 充当前2月, 260. 充当前3月, 261. 充当前4月, 262. 充当前5月, 263. 税額6月(充当前), 264. 税額7月(充当前), 265. 税額8月(充当前), 266. 税額9月(充当前), 267. 税額10月(充当前), 268. 税額11月(充当前), 269. 税額12月(充当前), 270. 税額1月(充当前), 271. 税額2月(充当前), 272. 税額3月(充当前), 273. 税額4月(充当前), 274. 税額5月(充当前), 275. 税額1期(充当前), 276. 税額2期(充当前), 277. 税額

3期(充当前), 278. 税額4期(充当前), 279. 税額5期(充当前), 280. 税額6期(充当前), 281. 税額7期(充当前), 282. 税額8期(充当前), 283. 税額9期(充当前), 284. 税額10期(充当前), 285. 税額11期(充当前), 286. 税額12期(充当前), 287. 税額現随(充当前), 288. 充当前額1期, 289. 充当前額2期, 290. 充当前額3期, 291. 充当前額4期, 292. 充当前額5期, 293. 充当前額6期, 294. 充当前額7期, 295. 充当前額8期, 296. 充当前額9期, 297. 充当前額10期, 298. 充当前額11期, 299. 充当前額12期, 300. 充当前額現随, 301. 税額1期(充当後), 302. 税額2期(充当後), 303. 税額3期(充当後), 304. 税額4期(充当後), 305. 税額5期(充当後), 306. 税額6期(充当後), 307. 税額7期(充当後), 308. 税額8期(充当後), 309. 税額9期(充当後), 310. 税額10期(充当後), 311. 税額11期(充当後), 312. 税額12期(充当後), 313. 税額現随(充当後), 314. 指定番号6月, 315. 整理番号6月, 316. 指定番号7月, 317. 整理番号7月, 318. 指定番号8月, 319. 整理番号8月, 320. 指定番号9月, 321. 整理番号9月, 322. 指定番号10月, 323. 整理番号10月, 324. 指定番号11月, 325. 整理番号11月, 326. 指定番号12月, 327. 整理番号12月, 328. 指定番号1月, 329. 整理番号1月, 330. 指定番号2月, 331. 整理番号2月, 332. 指定番号3月, 333. 整理番号3月, 334. 指定番号4月, 335. 整理番号4月, 336. 指定番号5月, 337. 整理番号5月, 338. 現随納期限, 339. 過随調定年度①, 340. 過随通知書番号①, 341. 過随税額①(充当前), 342. 過随充当前額①, 343. 過随税額①(充当後), 344. 過随納期限①, 345. 過随調定年度②, 346. 過随通知書番号②, 347. 過随税額②(充当前), 348. 過随充当前額②, 349. 過随税額②(充当後), 350. 過随納期限②, 351. 過随調定年度③, 352. 過随通知書番号③, 353. 過随税額③(充当前), 354. 過随充当前額③, 355. 過随税額③(充当後), 356. 過随納期限③, 357. 過随調定年度④, 358. 過随通知書番号④, 359. 過随税額④(充当前), 360. 過随充当前額④, 361. 過随税額④(充当後), 362. 過随納期限④, 363. 過随調定年度⑤, 364. 過随通知書番号⑤, 365. 過随税額⑤(充当前), 366. 過随充当前額⑤, 367. 過随税額⑤(充当後), 368. 過随納期限⑤, 369. 過随調定年度⑥, 370. 過随通知書番号⑥, 371. 過随税額⑥(充当前), 372. 過随充当前額⑥, 373. 過随税額⑥(充当後), 374. 過随納期限⑥, 375. 過随調定年度⑦, 376. 過随通知書番号⑦, 377. 過随税額⑦(充当前), 378. 過随充当前額⑦, 379. 過随税額⑦(充当後), 380. 過随納期限⑦, 381. 徴収済額, 382. 未徴収額, 383. 徴収月, 384. 徴収済月1, 385. 徴収済月2, 386. 徴収期, 387. 徴収済期, 388. 転動未徴収月, 389. 一括徴収月, 390. 退職事由, 391. 退職徴収方法, 392. 転勤事由, 393. 異動事由, 394. 更正事由, 395. 更正年月日, 396. 更正決定年月日, 397. 配偶者特別控除(所得税)有無サイン, 398. 配偶者特別控除額(所得税), 399. 配偶者所得有無サイン, 400. 配偶者所得合計, 401. 個人年金支払額有無サイン, 402. 個人年金支払額, 403. 生命保険料控除(所得税)有無サイン, 404. 生命保険料控除(所得税), 405. 長期損保支払額有無サイン, 406. 長期損保支払額, 407. 短期損保支払額有無サイン, 408. 短期損保支払額, 409. 地震保険料控除(所得税)有無サイン, 410. 地震保険料控除(所得税), 411. 専従者区分, 412. 専従者数, 413. 専従者控除額計, 414. 専従者給与収入, 415. 専従主個人番号, 416. 配偶者控除額, 417. 扶養控除額, 418. 老人扶養控除額, 419. 内同居老人控除額, 420. 一般扶養控除額, 421. 特定扶養控除額, 422. 障害者特別控除額, 423. 障害者内同居控除額, 424. 障害者普通控除額, 425. 本人障害特別控除額, 426. 本人障害普通控除額, 427. 本人老年者控除額, 428. 寡婦一般控除額, 429. 寡婦特別控除額, 430. 寡夫控除額, 431. 勤労学生控除額, 432. 税額控除調整額サイン, 433. 税額控除調整額 市, 434. 税額控除調整額 県, 435. 配当控除 株式 市, 436. 配当控除 株式 県, 437. 配当控除 証券 市, 438. 配当控除 証券 県, 439. 配当控除 外貨建 市, 440. 配当控除 外貨建 県, 441. 外国税額控除サイン, 442. 外国税額控除 市, 443. 外国税額控除 県, 444. 配当割控除額, 445. 株等譲渡所得割控除額, 446. 配当割・譲渡割合合計額, 447. 総合譲渡(短期)特別控除後 有無サイン, 448. 総合譲渡(短期)特別控除後 有無サイン, 449. 総合譲渡(長期)特別控除後1/2前 有無サイン, 450. 総合譲渡(長期)特別控除後1/2前, 451. 一時所得 特別控除後1/2前 有無サイン, 452. 一時所得 特別控除後1/2前, 453. 新生命保険料支払額, 454. 旧生命保険料支払額, 455. 介護医療支払額, 456. 新個人年金支払額, 457. 特微リスト用合計所得, 458. 内特 特減前所得割 市, 459. 内特 特減前所得割 県, 460. 内特 特別減税 市, 461. 内特 特別減税 県, 462. 内特 特減後所得割 市, 463. 内特 特減後所得割 県, 464. 内特 均等割 市, 465. 内特 均等割 県, 466. 給報合算サイン, 467. 強制均等割サイン, 468. 強制非課税サイン, 469. 申告別サイン, 470. 確定申告サイン, 471. 給報・申告書サイン, 472. 65歳以上サイン, 473. 計算非課税サイン, 474. 配偶者否認サイン, 475. 均等割り自動セットサイン, 476. 更正サイン, 477. B表種類サイン1, 478. B表種類サイン2, 479. A表B表サイン, 480. 他市町村者課税サイン, 481. 課税保留(賦課未決定)サイン, 482. 生活保護サイン, 483. 旧指定番号, 484. 旧整理番号, 485. 旧市町村区分, 486. 294条サイン, 487. 株給サイン, 488. 決議書不要サイン, 489. 納付書不要サイン, 490. 合算サイン, 491. 専従者個番1, 492. 専従者控除1, 493. 専従サイン1, 494. 専従者個番2, 495. 専従者控除2, 496. 専従サイン2, 497. 専従者個番3, 498. 専従者控除3, 499. 専従サイン3, 500. 専従者個番4, 501. 専従者控除4, 502. 専従サイン4, 503. 専従者個番5, 504. 専従者控除5, 505. 専従サイン5, 506. 専従者個番6, 507. 専従者控除6, 508. 専従サイン6, 509. 前年度通知済徴収4月, 510. 前年度通知済徴収6月, 511. 前年度通知済徴収8月, 512. 現随2納期限, 513. 専従主個番2, 514. 臨時・変動サイン, 515. 臨時 有無サイン, 516. 臨時所得, 517. 変動所得 前年 有無サイン, 518. 変動所得 前年, 519. 変動所得 前々年 有無サイン, 520. 変動所得 前々年, 521. 変動所得 前々々年 有無サイン, 522. 変動所得 前々々々年, 523. 平均課税対象金額, 524. 調整所得金額, 525. 調整所得(市), 526. 調整所得(県), 527. 平均税率(市), 528. 平均税率(県), 529. 特別所得金額, 530. 特別所得(市), 531. 特別所得(県), 532. 調整+特別課税総所得(市), 533. 調整+特別課税総所得(県), 534. 専従主1収入, 535. 専従主2収入, 536. NP O条例指定寄附金(市), 537. NPO条例指定寄附金(県), 538. 住宅取得控除(所得税), 539. 住宅申告書区分, 540. 居住開始年月日, 541. 住宅控除可能額, 542. 所得割非課税判定用総所得金額等, 543. 決議書投入サイン, 544. 住民税寄附金①都道府県・市区町村, 545. 住民税寄附金②共同募金会・日赤支部, 546. 住民税寄附金③条例指定(都道府県), 547. 住民税寄附金④条例指定(市区町村), 548. 寄附金特例控除適用割合(%), 549. 寄附金税額控除(市・特例分), 550. 寄附金税額控除(県・特例分), 551. 寄附金税額控除(市), 552. 寄附金税額控除(県), 553. 寄附金税額控除後所得割額(市), 554. 寄附金税額控除後所得割額(県), 555. 年金特微該当者サイン, 556. 年金特微対象者サイン, 557. 年金特微除外者サイン, 558. 年金特微強制非該当サイン, 559. 年金特微中止サイン, 560. 年金特別徴収義務者コード, 561. 年金種類コード, 562. 年金保険者用整理番号1, 563. 年金保険者用整理番号2, 564. 年金特微各種金額1(10月分), 565. 年金特微各種金額2(12月分～), 566. 年金特微各種金額3(年金額), 567. 年金特微税額, 568. 年金特微分所得割額(市), 569. 年金特微分所得割額(県), 570. 年金特微分均等割額(市), 571. 年金特微分均等割額(県), 572. 年金特微徴収額(4月), 573. 年金特微徴収額(6月), 574. 年金特微徴収額(8月), 575. 年金特微本徴収額(10月), 576. 年金特微本徴収額(12月), 577. 年金特微本徴収額(2月), 578. 年金特微翌年度徴収額(4月), 579. 年金特微翌年度徴収額(6月), 580. 年金特微翌年度徴収額(8月), 581. 年金特微中止事由, 582. 年金特微中止年月, 583. 年金特微中止異動年月日, 584. 前年度年金特微該当者サイン, 585. 前年度年金特微対象者サイン, 586. 前年度年金特微除外者サイン, 587. 前年度年金特微強制非該当サイン, 588. 前年度年金特微中止サイン, 589. 前年度年金特別徴収義務者コード, 590. 前年度年金種類コード, 591. 前年度年金保険者用整理番号1, 592. 前年度年金保険者用整理番号2, 593. 前年度年金特微中止事由, 594. 前年度年金特微中止年月, 595. 前年度年金特微中止異動年月日, 596. 減免割合, 597. 震災減免サイン, 598. 国税連携ファイル種別, 599. 投入差普サイン, 600. 税額1期(内年金特微), 601. 税額2期(内年金特微), 602. 住借用所得課税(総合・山林・退職), 603. 住借用算出所得税額, 604. 住借控除前所得税, 605. 住借控除見込額, 606. 投資・リース額, 607. 上場株式の配当 課税(△), 608. 上場株式の配当 所得割・市(△), 609. 上場株式の配当 所得割・県(△), 610. 配当繰越損失額(△), 611. 年金差普サイン, 612. 決議書不要サイン, 613. 年金特微中止処理済サイン, 614. 年特

中止サイン(介護要因), 615. 年金特徴新規サイン, 616. 住借合算注意サイン, 617. 退職所得有無サイン, 618. 個人番号, 619. 寄附金申告特例サイン, 620. 寄附金申告特例割合, 621. 寄附金申告特例控除(市), 622. 寄附金申告特例控除(県), 623. 一般分株式等譲渡所得 有無サイン, 624. 一般分株式等譲渡所得, 625. 一般分株式等譲渡所得 課税標準額, 626. 一般分株式等譲渡所得 所得割 市, 627. 一般分株式等譲渡所得 所得割 県, 628. 医療費特例サイン, 629. 上場株式の国税と異なる申告サイン

(2)1月1日世帯情報ファイル

1. 処理番号, 2. 世帯番号, 3. 宛名番号, 4. 区分, 5. 検索用カナ, 6. 氏名カナ, 7. 氏名漢字, 8. 通称名漢字, 9. 住所コード, 10. 住所カナ, 11. 番地カナ, 12. 方書カナ, 13. 住所漢字, 14. 番地漢字, 15. 方書漢字, 16. 生年月日, 17. 性別, 18. 1/1現在年齢, 19. 世帯主サイン, 20. 世帯主個人番号, 21. 続柄, 22. 員番

(3)年金特別徴収情報ファイル

1. 年金保険者用整理番号1, 2. 年金区分, 3. 特徴義務者コード, 4. 年金種類, 5. 年金額, 6. 所得税源泉徴収税額, 7. 介護特徴依頼額, 8. 国保特徴依頼額, 9. 後期特徴依頼額, 10. 年金特徴依頼額1, 11. 年金特徴依頼額2, 12. 特徴依頼日, 13. 特徴通知日, 14. 未送付サイン, 15. 中止異動日, 16. 中止事由, 17. 中止月, 18. 中止依頼日, 19. 中止通知日, 20. 介護中止異動日, 21. 介護中止事由, 22. 介護中止月, 23. 介護中止依頼日, 24. 介護中止通知日, 25. 4月仮徴収額, 26. 6月仮徴収額, 27. 8月仮徴収額, 28. 仮徴収額変更日, 29. 仮徴収額依頼日, 30. 仮徴収額変更区分, 31. 仮徴収額変更後, 32. 仮徴収額変更前, 33. 捕捉月, 34. 捕捉異動日, 35. 捕捉特徴開始月, 36. 捕捉依頼額1, 37. 捕捉依頼日, 38. 捕捉開始通知日, 39. 年金特徴判定サイン, 40. 確認済, 41. 基礎年金番号, 42. 資料番号, 43. 判定結果5月, 44. 判定結果7月, 45. 市町村JISコード, 46. 通知内容コード, 47. 各種区分, 48. 処理結果, 49. 年金保険用整理番号2

(4)宛名情報ファイル

1. 個人番号, 2. 宛名番号, 3. 宛先区分, 4. 宛先名カナ, 5. 宛先名漢字, 6. 性別, 7. 生年月日, 8. 続柄コード, 9. 郵便番号, 10. 住所コード, 11. 住所カナ, 12. 番地カナ, 13. 方書カナ, 14. 様方カナ, 15. 住所漢字, 16. 番地漢字, 17. 方書漢字, 18. 様方漢字, 19. 世帯処理番号, 20. 行政区, 21. 住定日, 22. 住定事由, 23. 住民となった日, 24. 住民となった事由, 25. 消除日, 26. 消除事由, 27. 転出予定日, 28. 転出確定日, 29. 異動日, 30. 送付先宛先名, 31. 送付先住所, 32. 電話番号

1. 特定個人情報ファイル名					
1. 住民税賦課情報ファイル					
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）					
リスク： 目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容		・課税対象者情報については、原則的に住民基本台帳に記載のある者なので、その他の情報を入手することはない。住登外課税をする場合は、税務調査により印西市の課税対象者であることを確認したうえで情報を入手している。 ・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式としており、また、記載要領を提示し、必要な情報以外は記載しないようにしている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。			
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
3. 特定個人情報の使用					
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク					
リスクに対する措置の内容		・個人住民税システムには、住民税賦課事務に関係のない情報を保有しない。 ・住民税賦課機能以外からは、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。			
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク					
ユーザ認証の管理		[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法		システムを使用可能な職員を特定し、アクセス権限の制御を行っている。 ユーザーID及びパスワードにより、操作者の認証を行う。			
その他の措置の内容		システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 操作権限の設定を行う。 端末を利用していない際は、システムからログオフする。 スクリーンセーバーの設定を行う。			
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	機密保持契約として以下を定めている。 ・第三者への提供・開示・漏えいの禁止 ・目的外利用の禁止 ・無断複製の禁止 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・安全管理体制の整備・確保・報告 ・情報が不要となったとき又は契約が終了したとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	・再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・他自治体への提供（申告情報回送）については、複数職員による確認、台帳への記載を義務付けている。 ・国税連携での情報提供については、あらかじめ定められた仕様に基づく連携であり、複数の職員による確認（登録と確認を別々の職員が行う）を義務付けている。 ・共通基盤を介した庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくものであり、それ以外の連携はできない。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・データ連携や電子媒体への出力にあたっては端末制限をしているものの、ログを取得して定期的な解析等を行っておらず、問題の早期発見や予防に繋がっていない。このような課題を踏まえ、特定個人情報保護所管部門により、取得したデータを解析、定期的に解析レポートを市長に提出する運用をルール化する予定である。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ガバメントクラウドにおける措置> 【保管：物理的対策】 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 【保管：技術的対策】 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②ガバメントクラウドASP、ガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤ガバメントクラウドASP、ガバメントクラウド運用管理補助者は、OS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体、ガバメントクラウドASP、ガバメントクラウド運用管理補助者の各運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧業務データには、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 【消去】 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。		
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付けている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	

10. その他のリスク対策

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、ガバメントクラウドASP及びガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、業務アプリケーションサービスを提供するガバメントクラウドASP及びガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 1月1日世帯情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・課税対象者情報については、原則的に住民基本台帳に記載のある者なので、その他の情報を入手することはない。住登外課税をする場合は、税務調査により印西市の課税対象者であることを確認したうえで情報を入手している。 ・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式としており、また、記載要領を提示し、必要な情報以外は記載しないようにしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人住民税システムには、1月1日世帯事務に関係のない情報を保有しない。 ・1月1日世帯機能以外からは、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを使用可能な職員を特定し、アクセス権限の制御を行っている。ユーザーID及びパスワードにより、操作者の認証を行う。
その他の措置の内容	システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 操作権限の設定を行う。 端末を利用していない際は、システムからログオフする。 スクリーンセーバーの設定を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	機密保持契約として以下を定めている。 ・第三者への提供・開示・漏えいの禁止 ・目的外利用の禁止 ・無断複製の禁止 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・安全管理体制の整備・確保・報告 ・情報が不要となったとき又は契約が終了したとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・他自治体への提供（申告情報回送）については、複数職員による確認、台帳への記載を義務付けている。 ・国税連携での情報提供については、あらかじめ定められた仕様に基づく連携であり、複数の職員による確認（登録と確認を別々の職員が行う）を義務付けている。 ・共通基盤を介した庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくものであり、それ以外の連携はできない。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・データ連携や電子媒体への出力にあたっては端末制限をしているものの、ログを取得して定期的な解析等は行っておらず、問題の早期発見や予防に繋がっていない。このような課題を踏まえ、特定個人情報保護所管部門により、取得したデータを解析、定期的に解析レポートを市長に提出する運用をルール化する予定である。		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付けている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
3. 年金特別徴収情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められたインタフェースに基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・課税対象者情報については、原則的に住民基本台帳に記載のある者なので、その他の情報を入手することはない。住登外課税をする場合は、税務調査により印西市の課税対象者であることを確認したうえで情報を入手している。 ・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式としており、また、記載要領を提示し、必要な情報以外は記載しないようにしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人住民税システムには、年金特別徴収事務に関係のない情報を保有しない。 ・年金特別徴収機能以外からは、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを使用可能な職員を特定し、アクセス権限の制御を行っている。 ユーザーID及びパスワードにより、操作者の認証を行う。
その他の措置の内容	システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 操作権限の設定を行う。 端末を利用していない際は、システムからログオフする。 スクリーンセーバーの設定を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	機密保持契約として以下を定めている。 ・第三者への提供・開示・漏えいの禁止 ・目的外利用の禁止 ・無断複製の禁止 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・安全管理体制の整備・確保・報告 ・情報が不要となったとき又は契約が終了したとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・他自治体への提供（申告情報回送）については、複数職員による確認、台帳への記載を義務付けている。 ・国税連携での情報提供については、あらかじめ定められた仕様に基づく連携であり、複数の職員による確認（登録と確認を別々の職員が行う）を義務付けている。 ・共通基盤を介した庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくものであり、それ以外の連携はできない。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・データ連携や電子媒体への出力にあたっては端末制限をしているものの、ログを取得して定期的な解析等は行っておらず、問題の早期発見や予防に繋がっていない。このような課題を踏まえ、特定個人情報保護所管部門により、取得したデータを解析、定期的に解析レポートを市長に提出する運用をルール化する予定である。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容 再発防止策の内容			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付けている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
4. 宛名情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められたインタフェースに基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・課税対象者情報については、原則的に住民基本台帳に記載のある者なので、その他の情報を入手することはない。住登外課税をする場合は、税務調査により印西市の課税対象者であることを確認したうえで情報を入手している。 ・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式としており、また、記載要領を提示し、必要な情報以外は記載しないようにしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人住民税システムには、宛名情報事務に関係のない情報を保有しない。 ・宛名情報機能以外からは、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを使用可能な職員を特定し、アクセス権限の制御を行っている。 ユーザーID及びパスワードにより、操作者の認証を行う。
その他の措置の内容	システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 操作権限の設定を行う。 端末を利用していない際は、システムからログオフする。 スクリーンセーバーの設定を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	機密保持契約として以下を定めている。 ・第三者への提供・開示・漏えいの禁止 ・目的外利用の禁止 ・無断複製の禁止 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・安全管理体制の整備・確保・報告 ・情報が不要となったとき又は契約が終了したとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・他自治体への提供（申告情報回送）については、複数職員による確認、台帳への記載を義務付けている。 ・国税連携での情報提供については、あらかじめ定められた仕様に基づく連携であり、複数の職員による確認（登録と確認を別々の職員が行う）を義務付けている。 ・共通基盤を介した市内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくものであり、それ以外の連携はできない。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・データ連携や電子媒体への出力にあたっては端末制限をしているものの、ログを取得して定期的な解析等は行っておらず、問題の早期発見や予防に繋がっていない。このような課題を踏まえ、特定個人情報保護所管部門により、取得したデータを解析、定期的に解析レポートを市長に提出する運用をルール化する予定である。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容 再発防止策の内容			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付けている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部総務課 〒270-1396 千葉県印西市大森2364番地2 電話 0476-42-5111
②請求方法	個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行条例及び個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	市民部課税課 〒270-1396 千葉県印西市大森2364番地2 電話 0476-42-5111
②対応方法	問い合わせについては、窓口や電話などで受付を行い、対応記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年6月26日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先46 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(97の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(137の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先46 ②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先47 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(101の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(138の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先47 ②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先48 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(102の項)	番号法第19条第8号及び別表(110の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先49 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(103の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(140の項)	事後	

令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先49 ②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)による農業者年金事業による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)に定める給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定められた	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先50 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(106の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(141の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先50 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めた用途	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与に関する事務であって第百四十三条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先51 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(107の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(142の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先51 ②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先52 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(108の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(144の項)	事後	

令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先52 ②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めた用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先53 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(113の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(151の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先53 ②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先54 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(114の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(152の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先54 ②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先55 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(115の項)	番号法第19条第8号及び別表(125の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先56 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(116の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(155の項)	事後	

令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先56 ②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めた用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先57 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(119の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(158の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先57 ②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先58 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(116の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(155の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先21 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(68の項) ・別表第一省令第50条	・番号法第9条第1項及び別表(100の項) ・別表省令第50条	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先22 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(84の項) ・別表第一省令第60条	・番号法第9条第1項及び別表(117の項) ・別表省令第60条	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先23 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(94の項) ・別表第一省令第68条	・番号法第9条第1項及び別表(127の項) ・別表省令第68条	事後	

令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先23 ②移転先における用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めた用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めた用途	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先24 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(95の項) ・別表第一省令第68条の2	・番号法第9条第1項及び別表(128の項) ・別表省令第68条の2	事後	